

## 千葉市公告第64号

千葉都市計画地区計画の変更の案を作成するので、千葉市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和59年千葉市条例第25号)第2条の規定により、次のとおり公告し、その原案を縦覧します。

なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに千葉市長に意見書を提出することができます。

令和3年2月1日

千葉市長 熊谷俊人

### 1 都市計画の種類及び名称

千葉都市計画地区計画 小仲台3丁目・4丁目地区地区計画

### 2 都市計画を定める土地の位置及び区域

千葉市稲毛区小仲台3丁目及び小仲台4丁目の各一部

### 3 縦覧期間

令和3年2月1日から2月15日まで

ただし土、日曜日、祝日を除く

### 4 縦覧場所

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター3階 都市計画課